

なければ、いつ自分の子にふりかかってくるかわからな
いと思うからです。

あの時、多くの子が死に、十八年たつた今でも、たくさんの子が苦しみ、どれだけの家庭が経済的に破綻をきたしていることでしょう。ところが、最近でた判決ではせめは会社ではなく、現場の監督一人の責任ということになりました。一体このような責任を個人がどうして償うことができましょう。母親はエンゼルマークを信頼して、子どもにミルクを飲ませたのです。ですから、会社がそのマークにかけて責任をとるのは当然ではあります。しかし、こういうことが許されるのは、みんなが相変わらず、森永を買い続けているからです。被害を受け、苦しんでいる人たちの側に身をおかないで、つまり、命の連帯を持たないで、会社を許しているとしたら、それは被害者側にありながら、加害者側にまわることになるのではないかでしょうか。

私は永いこと、家族ぐるみで不買運動を続けてきました。私の小学校五年生の娘も担任の先生に話したといいます。「おかあさんは外からあの人たちを助けています。私は弁護士になつて法廷で聞いたい」と。私はそれを聞いて、とても嬉しかったんです。私が他人の命にかかるることによつて、娘の中にも私の願いが育ち、次して公

害を作る側の人間にはなるまいという思想を、知らず知らずのうちに身につけていたのです。

空はひとつ、海はひとつといわれています。どこかに苦しんでいる子がいれば、必ずそれはわが子の上に現われることになるのです。私たち母親がいまから是非してやかなければならぬのは、子どもの命を守るために、市民運動を通して、命の連帯を持つこと、また、いま育てている子どもに、徹底的な反公害体质を作ることだと思います。

いま刑法改正案というものが新聞を賑わしています。これが可決されると、子どもの命が危機にさらされてしまうお母さん方が、もう我慢できないと工場にかけ合うことも、準恐喝罪として懲役七年になるといいます。そうなつてしまつたら、私たちはどうやって子どもの命を守つていつたらいいでしよう。

命の連帯こそ

みなさん、新聞をよく読んでみてください。いま世の中で起つているさまざまことは、決して私たちの子どもの幸せを守るということと無縁ではありません。それをして、無縁なことと切り捨てたときから、私たちは自分の子に戦前の若者たちと同じ運命をたどらせることがあります。むかし、治安維持法ができるとき、当時の女